

公印省略

3薬第265号-5

令和3年5月28日

関係機関の長 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長

「緊急事態措置の延長について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

5月12日の緊急事態措置開始からこれまで、不要不急の外出自粛や休業・営業時間短縮など厳しい要請をお願いしたところ、多くの県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。その結果、新規陽性者数は減少傾向にあります。

しかしながら、いまだに1日200人前後の高い水準で推移しており、国が示すステージ判断指標のステージⅣに留まっている項目もあることから、決して予断を許さない状況です。

また、医療提供体制について、今回の緊急事態措置の開始以降も大幅に強化してきたものの、引き続き高い水準となっており、医療機関への負荷が大きい状態が継続しています。

これらの状況を鑑み、当初の緊急事態宣言の期限であった5月31日をもって緊急事態措置を解除することは困難であるとして、国に対し緊急事態措置の延長を検討するように要請を行い、5月28日の政府対策本部において、緊急事態宣言の6月20日までの延長が決定されました。

県民及び事業者の皆様には引き続きご不便とご苦勞をおかけすることになりますが、一日も早く緊急事態措置から脱却できるよう、貴会員への周知につきまして御協力をお願いいたします。

<添付資料>

「緊急事態措置の延長について」